

【外国送金等の外国為替取引に関するお客様へのお願い】

平素より北海道銀行をご利用くださり誠にありがとうございます。

当行は、「外国為替及び外国貿易法」(以下、外為法)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や米国 OFAC 規制等の各種関連法規制等に基づく経済制裁措置等の確実な実施のため、お取引に関する目的、資金原資等について、ご説明や資料のご提示をお願いし、お客様の外国送金等の外国為替取引が各種関連法規制に該当しないことを確認させていただいております。確認の結果、各種関連法規制等に抵触する、あるいは抵触するおそれのあるお取引である場合、また、抵触しないことが確認できない場合は受付することができませんので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

《外国為替取引に関する主な規制対象取引》

1. 外為法に基づく規制

(1) 経済制裁対象者関連の規制

- ① タリバーン関係者等、テロリスト等、イランの核活動等に関与する者、クリミア自治共和国およびセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」またはウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者などに対する支払およびこれらの対象者による本邦から外国への支払
- ② 北朝鮮のミサイルまたは大量破壊兵器計画に関与する者に対する支払およびこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

※外為法の経済制裁措置及び対象者は、随時更新されております。最新の内容は、財務省のホームページ等をご確認ください。

(2) 北朝鮮向の支払の原則禁止措置

- ① 北朝鮮に住所・居所を有する個人、主たる事務所を有する法人・団体に対する支払
- ② 北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体の外国にある支店・出張所・事務所に対する支払
- ③ 上記①により実質的に支払されている法人・団体に対する支払

※外国送金において、受取人が北朝鮮の居住者ではないこと、また、北朝鮮の居住者に実質的に支配されている法人その他の団体ではないことをご確認のうえ、お取引の適法性をご申告くださいますようお願い申し上げます。

(3) 資金使途規制

- ① 対北朝鮮制裁
北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引または行為に係るもの
- ② 対イラン制裁
イランの核活動等に関連する活動に寄与する目的で行う取引または行為に係るもの

(4) 対外直接投資の事前届出業種を事業として行う「法人格のない海外パートナーシップ」の事業活動資金の支払に対する規制

居住者が他の居住者または非居住者と共同して設立する組合その他の団体(外為省令第 21 条に定める対外直接投資の事前届出業種に該当する事業を行うものに限る)による外国における事業活動に充てるための支払

(5) 北朝鮮との「貿易に関する支払規制」

- ① 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入に係る支払
- ② 貨物の原産地、船積地域または仕向地が北朝鮮である仲介貿易取引

2. 外為法に基づくウクライナ情勢をめぐる措置

※各国関連法規制等により、ロシア・ベラルーシ等に関連するお取引は受付できない場合がございます。

(1) 特定の個人・団体に対する資産凍結等の措置

資産凍結等の措置の対象となるロシアおよびベラルーシの団体(ロシア中央銀を除く)により株式の総数又は出資の総額の 50%以上を直接所有されている団体も対象。これらの団体には、ロシアまたはベラルーシの銀行が含まれており、制裁対象銀行を経由する仕向・被仕向送金については、基本的に当該銀行への支払を伴うことになるため、措置の対象となります。

※外国送金のお受取人および関係銀行が上記特定の個人・団体に該当しないことをご確認ください。

(2) ロシアの特定銀行、ロシア政府等による証券の発行等の禁止措置

- ① ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得または譲渡

- ② ロシア政府等その他政府機関等による本邦における証券の発行または募集
- ③ ロシアの特定銀行(当該銀行により株式総数または出資総額の 50/100 以上を直接に所有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く)を含む)による本邦における証券の発行または募集
- ④ 上記②及び③に掲げる発行または募集のための労務又は便益の提供

※外国送金の目的が上記の証券取引関係・役務取引関係に該当しないことをご確認ください。

(3) 特定品目の輸出入、特定団体への輸出の禁止措置(以下は規制の一部を記載しています)

- ① ウクライナ(クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)を原産地及び仕向地とする場合に限る)との輸出入を禁止する措置
- ② ロシア及びベラルーシとの間の特定品目の輸出入、特定団体への輸出禁止措置
※上記輸出入は、経済産業局等当局による許可・承認が必要となりますのでご注意ください。

(4) 特定技術の提供、特定団体への技術提供、ロシア連邦向け特定サービスの提供の禁止措置

- ① ロシア及びベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ② ロシア及びベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ③ ロシアの居住者等に対する信託業に係る労務または便益の提供
- ④ ロシアの法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業に係る労務または便益の提供

※上記①・②は公知の技術を提供するものを除く。

※上記③・④は本邦居住者による出資比率が 10%以上の法人等、本邦居住者との間に持続的な経済関係がある法人等に対し提供するものを除く。

※外国送金の目的が上記技術提供関係・役務取引関係に該当しないことをご確認ください。

(5) ロシアに対する対外直接投資の禁止措置

- ① ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資
- ② ロシアの法人等及びロシアの法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資

※出資比率が 10%以上の外国法人に対するものなど、外国法人等と持続的な経済関係を樹立するために行われる証券の取得、金銭の貸付、支店・工場等の設置・拡張に係る資金の支払が規制の対象。居住者が非居住者と共同設立する組合その他団体への上記①・②の支払も規制の対象。

※外国送金の目的が上記対外直接投資の禁止措置に該当しないことをご確認ください。

(6) 上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置

3. 米国 OFAC 規制

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外国政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客様の取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

【OFAC 規制上の理由により、当行での受付ができないお取引】

(1) 以下に該当する米ドル建のお取引

- ① お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれている場合
- ② 米国政府により特定されているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

(2) 米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国金融機関(在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む)、米国法人(米国外の米国籍の法人を含む)、米国人、米国内に所在する者(米国内の外国法人・外国人を含む)が関与するお取引

なお、お取引の受付後であっても OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。また、米国金融機関等で資産凍結の措置が講じられた場合は、お客様自身で OFAC に対する資産凍結解除申請等が必要となりますので予めご承知置きください。